

令和5（2023）年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：栃木県（教育委員会及び警察を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.2%
全職員	83.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 栃木県における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、職員の給与に関する条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	109.1%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	95.9%
本庁係長相当職	97.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.3%
31～35年	95.8%
26～30年	95.5%
21～25年	95.1%
16～20年	92.2%
11～15年	92.7%
6～10年	96.4%
1～5年	95.9%

【説明欄】

【職員数】

・短時間勤務職員等の職員数は、1週間当たりの勤務時間を任期の定めのない常勤職員の勤務時間（38時間45分）で割落としした人数を用いている。

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当、住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向がある。（扶養手当の受給者に占める男性の割合は92.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は71.7%）

・勤続年数11～15年及び16～20年の区分については、女性職員の超過勤務手当の支給額が男性よりも少ない等の理由により他の勤続年数に比べて差異が大きくなっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・任期の定めのない常勤以外の職員には、会計年度任用職員、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員がいるが、そのうち、他の職と比べて給与額が低い会計年度任用職員について女性職員が多いため、差が生じる結果になっている。同じ職の区分毎で比較した場合、差は少ない状況にある。（会計年度任用職員：97.5%、再任用職員：109.0%、臨時的任用職員：97.0%、任期付職員：67.7%）（給与額の高い特定任期付職員や一般任期付職員に男性が多いため差が大きくなっている。）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。